



高槻市屋外広告物

OUTDOOR ADVERTISING GUIDELINES IN TAKATSUKI

ガイドライン

はじめに ～ガイドラインの目的と活用～

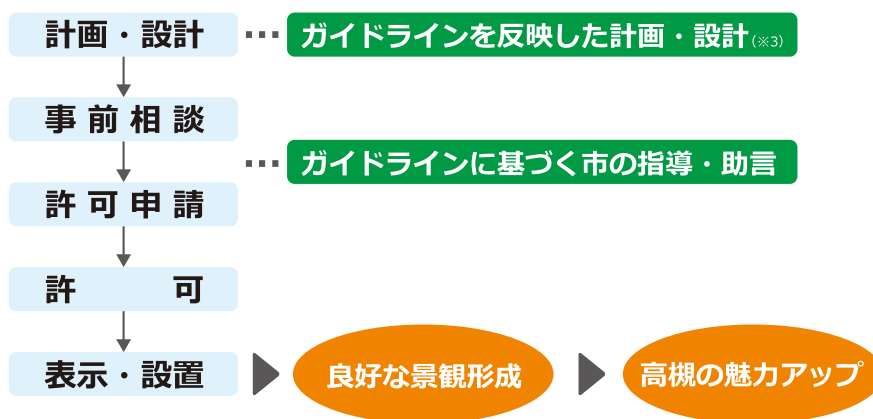
屋外広告物の表示・設置にあたっては、その本来の目的である広告機能を果たすことに加え、周囲の環境やまちなみにふさわしいものとするのが大切です。このためには、屋外広告物に携わる方が、「高槻市屋外広告物条例」を遵守するとともに、「技術、センス、モラル」^(※1)を適切に発揮しデザインすることが必要です。

このようなことから、「高槻市景観基本計画」^(※2)に示す景観形成の方針などを踏まえ、屋外広告物デザインの望ましい方向性を明らかにしたこの「高槻市屋外広告物ガイドライン」を策定し、屋外広告物の計画・設計を行う際の解説書及び市の指導・助言の根拠として位置づけることとしました。

屋外広告物に携わる方が、このガイドラインを活用することで、高槻の魅力を高める良好な景観形成の一翼を担っていただけることを願います。

本ガイドラインの作成にあたっては、平成26年9月に「高槻のステキな広告」として屋外広告物の写真等を募集しました。ご応募いただいた皆様に深く感謝いたします。

■屋外広告物の許可申請手続きにおけるガイドラインの活用イメージ



※1 屋外広告物の規制や許可申請手続きの詳細については、「高槻市屋外広告物条例」やその解説となる「屋外広告物のてびき」を参照してください。

※2 高槻市景観基本計画(平成21年3月策定)は、高槻市の良好な景観形成のためのマスタープランです。「高槻市屋外広告物条例」「屋外広告物のてびき」「高槻市景観基本計画」は、市ホームページでご覧いただけます。

※3 許可申請を必要としない場合(自家用広告物で施設や敷地内の広告物面積の合計が7㎡以内の場合など)についても、このガイドラインを反映した屋外広告物の計画・設計をしてください。

目次

1	ガイドラインの使い方	2
2	屋外広告物の計画にあたって	2
3	全市共通のガイドライン	4
4	種類別ガイドライン	11
5	地区別ガイドライン	15
■	掲載写真一覧	22

1 ガイドラインの使い方

本ガイドラインを活用するにあたっては、「2 屋外広告物の計画にあたって」により基本的な考え方を理解したうえで、「3 全市共通のガイドライン」の配慮基準などの各項目に加えて、「4 種類別ガイドライン」及び「5 地区別ガイドライン」の該当項目に配慮し、それらを満たした屋外広告物の計画・設計をしてください。

「ワンランクアップテクニック」は、より効果的なデザイン手法を紹介しているものです。積極的に計画・設計に取り入れてください。

また、本ガイドラインに掲載している写真は、全て高槻市内に表示・設置されています(平成27年3月現在)ので、参考にしてください。

2 屋外広告物の計画にあたって

(1) 屋外広告物の必要性を検討する

広告とは、「商品、サービス等を知らせる」「企業、ブランド等のイメージを伝える」「目的地へ誘導、案内する」といった情報の伝達により来店や利用を促し、顧客となってもらうことをねらいとするものです。

広告の目的を果たすためには、対象者に対して、TV・ラジオ等のCM、新聞・雑誌広告、チラシ、ダイレクトメール、インターネット、屋外広告物などの数ある広告手法から、効果的なものを選択しなければなりません。

屋外広告物の計画にあたっては、屋外広告物の特徴を改めて確認し、表示・設置の必要性を十分に検討してください。

(2) 屋外広告物の特徴を知る

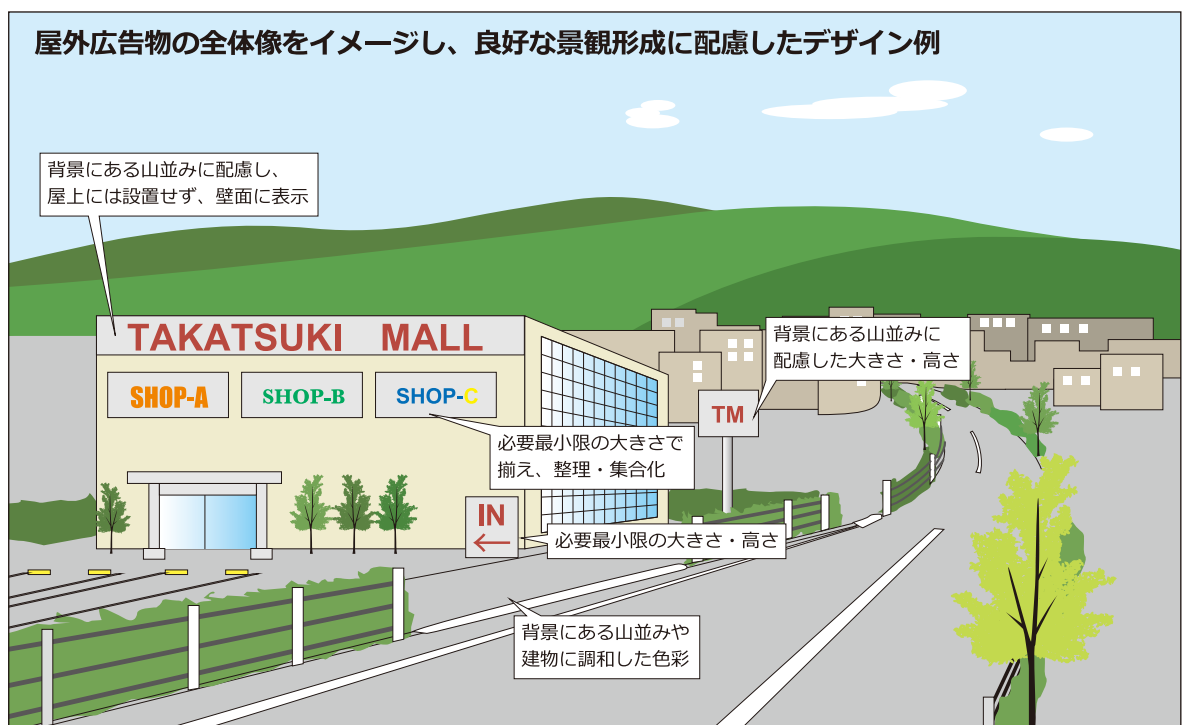
特徴

留意点

1 一定期間固定された表示内容となり、情報の更新頻度は低い	▶	普遍的な要素である企業名やブランドイメージなどを認知させることに向いています。
2 特定の場所に表示される	▶	場所の特性を把握し、周囲に与える影響に配慮しなければなりません。目立つことだけに依存した屋外広告物は、それを表示する企業や店舗のイメージダウンにもなります。
3 表示する情報量が限られる	▶	必要な情報に限定し、見やすく表示することが重要です。位置、大きさ、表示方法、色彩等について、視認してもらうための機能と良好な景観形成の双方に配慮してください。
4 施設イメージを印象付ける	▶	屋外広告物は、建物のデザインと一体となって、施設イメージをつくるため、照明計画や植栽計画も含めた施設全体のデザインと一体となって、屋外広告物のデザインを工夫してください。

(3) 屋外広告物の全体像をイメージする

屋外広告物の種類には、屋上広告物、壁面広告物、地上広告物などがあり、それらを効果的・効率的に組み合わせることが必要です。それぞれの配慮基準は、「3 全市共通のガイドライン」及び「4 種類別ガイドライン」に示していますが、屋外広告物の背景にある自然や建物、周囲のまちなみとの調和、歩行者や自動車からの見え方などから、その施設にとっての屋外広告物の全体像をイメージし、良好な景観形成に配慮したうえで、個別の屋外広告物の計画に着手してください。



3 全市共通のガイドライン

(1) 効果的で適切な規模を検討する

大きすぎるものは、景観を阻害することになるとともに、威圧感や圧迫感を与えます。視認性を考慮しつつ、まちなみや施設の規模に調和した規模にしてください。

- 大きさ・高さについては、用途地域等に基づき設定した区域区分ごとに、良好な景観形成のための配慮基準を満たすように設計してください。

【配慮基準】

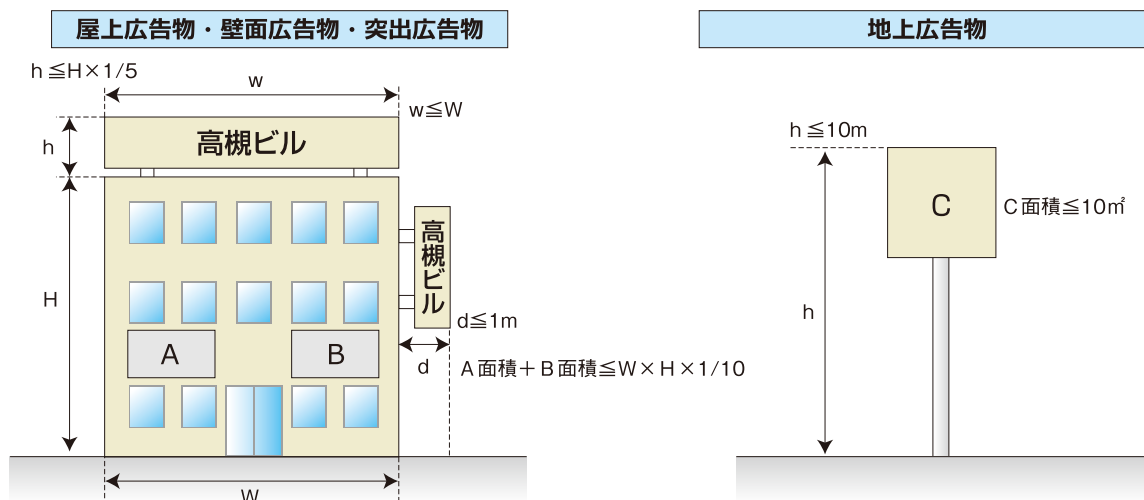
	第1種区域	第2種区域	第3種区域
屋上広告物	縦：建物の高さの1/5以内 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの1/5以内 横：建物の幅の範囲内	縦：建物の高さの1/3以内 横：建物の幅の範囲内
壁面広告物	表示面積：取付壁面の面積の1/10以内	表示面積：取付壁面の面積の1/5以内	表示面積：取付壁面の面積の1/3以内
突出広告物	出幅：建物から1m以内	出幅：建物から1m以内	出幅：建物から1.5m以内
地上広告物	地上からの高さ：10m以内 表示面積：10㎡以内/面	地上からの高さ：15m以内 表示面積：20㎡以内/面	地上からの高さ：15m以内 表示面積：30㎡以内/面

【区域区分】

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
都市計画法に定められる用途地域等	第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 市街化調整区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 準工業地域、工業地域	商業地域 近隣商業地域

※第一種低層住居専用地域は、屋外広告物条例の規定による禁止区域のため、規制の適用除外に該当するものを除き、屋外広告物の掲出はできません。

■ 第1種区域に設置する場合の例



- 歩行者がよく見ている範囲(視角)は、約20度の範囲で、この高さを建物に換算すると2階までとなります。そのため、前面道路の歩行者を対象にした屋外広告物の建物への設置については、原則2階までとしてください。

(2) 視認性と景観の双方に配慮する

過多で乱雑な表示は、不快感を与え視認も困難となります。数量を必要最小限とし、大きさや形を揃えるなど、視認性を向上させるすっきりとした表示方法にしてください。

- 同じ内容の unnecessary な繰り返し表示は行わず、必要最小限の数量としてください。
- 文字数は、一つのまとまった意味を15文字までにすることを原則としてください。
※人の目が1箇所にも留まる時間はおよそ0.3秒前後とされており、この間に読むことができる文字数は、日本語で最大15文字程度です。
- 多数のテナントが集まる施設に複数の広告物を表示する場合や、同一敷地内に複数の道先案内板等を設置する場合は、大きさや形を揃え、整理・集合化を図ってください。



各店舗の広告物を整理・集合させて表示しています



大きさや位置を揃えて乱雑に見えないようにします



ワンランクアップテクニック

- 文字やマークは、周囲に文字やマークと同じ面積以上の余白を設けて表示すると、見た目にすっきりし、視認しやすくなります。



視認性が高く、文字の配置も良好です



こだわりのロゴが映えます

(3) 建物デザインとの一体感に配慮する

建物デザインとの一体感に配慮した屋外広告物のデザインを計画してください。素材や緑の活用など施設全体のバランスを考えることでイメージアップを図ることができます。

ワンランクアップテクニック

- モダンな建物にはシンプルで洗練された屋外広告物が調和します。



シンプルで洗練された地上広告は、デザイン性の高い建物やシンボルツリーの桜とも調和しています

- 外壁が自然素材の場合は、屋外広告物も自然素材や手作りの風合いがあるものにすると、建物との一体感があり効果的です。



和風の建物には、木製の看板や自然の風合いのある広告幕などが温かみや落ち着きを与えます

- 屋外広告物の足元や周辺に「緑」を組み合わせることで、潤いのある空間が形成されます。



素材を活かした広告物と緑を組み合わせた演出が、おもてなしを感じさせます

(4) 色彩計画に基づきデザインする

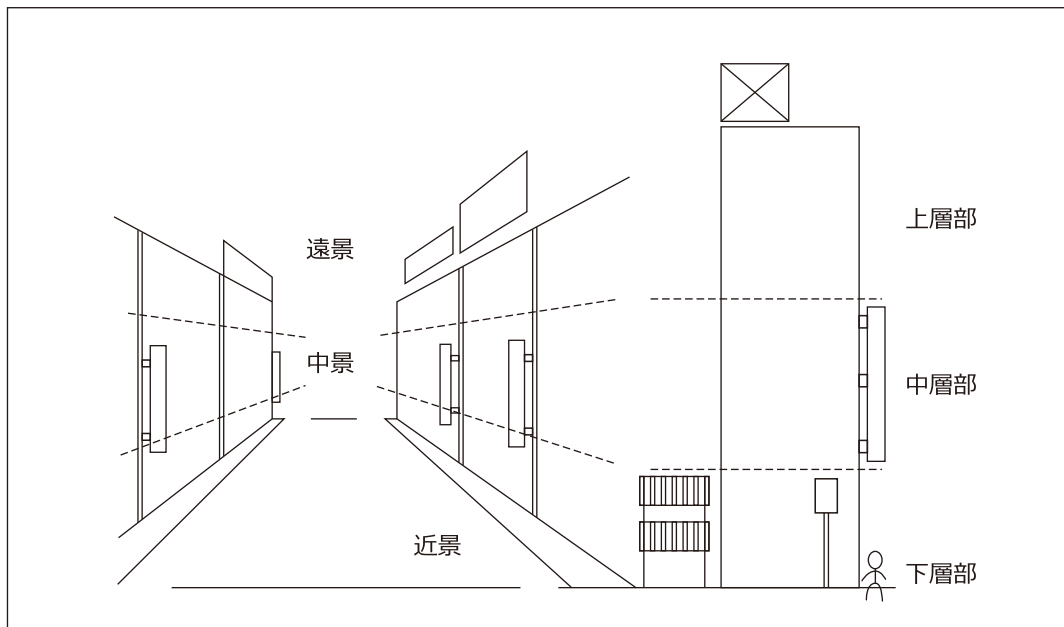
「屋外広告物の色彩の考え方」や「マンセル表色系」による色彩の基本を理解し、周囲のまちなみや建物に調和した色彩を使用してください。

- 周辺景観に与える影響が大きい「地色」^(※1)は、マンセル表色系の彩度10以上の高彩度色の使用を避け、下記の「屋外広告物の色彩の考え方」を踏まえて設計してください。

※1 文字やロゴマークを表示するための広告物の地となる大きな割合を占める部分の色

屋外広告物の色彩の考え方

「地色」の基本は融和であり、周辺景観色に類似・融和させて調和を図るものとします。具体的には、遠景に対応した上層部広告物、中景に対応した中層部広告物、近景に対応した下層部広告物に振り分け、融和の手法で調和色を選定してください。(下図)



調和する色彩は次のように考えるものとします。

① 上層～中層部の広告物は、

- a) 「地色」に周辺景観の基調色を用いる。
- b) 「地色」の明度を周辺景観の基調色の明度に合わせる。
- c) 「地色」の彩度を落とす。

※「周辺景観の基調色」とは周辺景観の中で最も面積を占めるか、さまざまな色を平均化した中庸の色をいう。

② 低層～中層部の広告物は、

- a) 「地色」を建物の基調色(壁面色等)に類似させる。
- b) 「地色」に建物の基調色と同程度の明度で、類似色相の低彩度色を用いる。

③ 地域特性(商店街等)や低層～中層部における賑わいや活気の演出を考える場合は類似調和に対比調和を加えてもよい。

参考資料：屋外広告の知識(ぎょうせい)

- 企業や店舗の指定色が高彩度色の場合は、地色ではなく文字やロゴマークに使用してください。地色として使用する場合は、本来の指定色よりも十分に彩度を低くしたり、面積をできる限り小さくするなどの工夫をしてください。



屋上広告物の地色を青色から白色に、ロゴマークの一部を白色から青色に反転させています

(参考) マンセル表色系とは

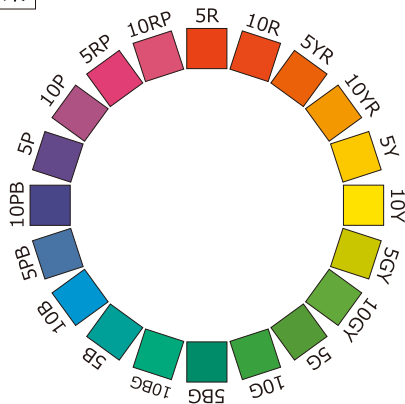
色彩表現の手法としては、「色相」、「明度」、「彩度」の色の3属性に基づいた「マンセル表色系」を用いた数値で表すことが一般的です。

色相 色の種類で、R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)とそれぞれの間色を加えた10の色相を基本とし、さらに分割した1から10の数値が設定されています。

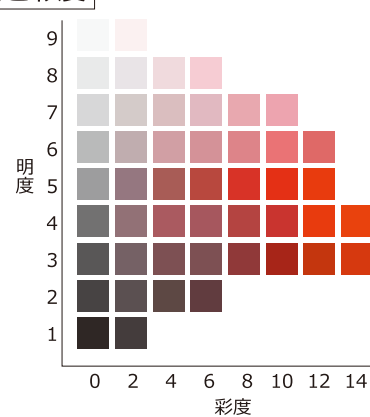
明度 色の明るさの度合いで10段階に分けられています。表現できる最も暗い黒は1.0、最も明るい白は9.5となります。

彩度 色の鮮やかさの度合いで、鮮やかなほど数値が大きくなり、その最大値は色相によって異なります。概ね10以上を高彩度色、4以下を低彩度色といい、彩度が0の黒、白、グレーを無彩色といいます。自然界におけるおおよその最高彩度は、緑葉の6～7とされています。

色相環



明度と彩度 (色相 5R)



マンセル値による色彩の表記例

5 R 4 / 14
(色相) (明度) (彩度)

※表示する図の色彩は印刷によるものであり、正確なマンセル値を表すものではありません。

■建物デザインとの色彩調和に配慮されている屋外広告物の例



コンクリート仕上げのグレー系色の外壁に調和する黒色を看板の地色に使用し、ロゴマークと店名のみには橙系色を使用することで、色彩調和が図られています



グレー系色の外壁に調和する白色を店舗ファサードの壁面と突出広告の地色に使用し、ロゴマークの一部と広告板の枠のみに赤系色を使用することで、色彩調和が図られています

ベージュ系色の外壁に調和する白色を看板の地色に使用し、店名の両脇の一部に青系色と黄系色を使用することで、色彩調和が図られています



ベージュ系色の2階外壁には、小さく表示した壁面広告に橙系色を使用しています
また、地上広告物のポールと枠には1階外壁と同系色の茶系色を使用し、その広告板には壁面広告と同色の橙系色を使用するなど、施設全体として色彩調和が図られています

(5) 良好な夜間景観の演出にふさわしい照明を計画する

夜間の視認性が必要な場合は、照明を周囲の環境に調和させ、夜間景観の演出に配慮してください。

- 外照式照明は、屋外広告物以外を必要以上に照らさないようにしてください。また、間接照明や温かみのある照明を使用するなど、演出効果のある照明を計画してください。
- 自ら発光する屋外広告物は、文字やロゴマークなど視認性が必要なものに限定し、目立たせることを目的とした過剰なものは避けてください。
- 眩しさを感じる照明や点滅照明の使用は避けてください。
- 光源が歩行者や運転者の目に入らないよう、器具の配置や照射方向を計画してください。
- 有色の照明は、P7「屋外広告物の色彩の考え方」に基づき、屋外広告物の地色となる部分への使用を避けてください。また、使用する色数をブランドやロゴマークの指定色に限定してください。
- 常時可変する電光表示広告物(可変表示広告物)は、設置しないでください。
※用途地域が商業地域・近隣商業地域において、情報伝達等のために必要な場合に限り、地上からの高さが10m以下かつ表示面積が一面あたり5㎡以下のもので、変化の激しい動画や奇抜な画像を避けた表示方法のものは例外とします。

■ 夜間景観を演出する照明を使用した屋外広告物の例



ロゴマークや文字のみを内照式にすることで、夜間景観を演出しています



文字の背面を発光させることで、夜間でも立体的に見せることができます

4 種類別ガイドライン

(1) 屋上広告物

- できるだけ壁面広告物で代替してください。
- 表示内容は、会社名、施設名、店舗名やロゴマークなど必要最小限としてください。
- 建物と一体的に見えるような形状・デザインにしてください。
- 地色は、彩度10以上の高彩度色の使用を避け、建物の色と同系色にするなど、建物と調和させてください。



いずれも必要最小限の表示内容とし、建物と一体的に見える形状・色彩で設置されています

(2) 壁面広告物

- 表示内容は、会社名、施設名、店舗名やロゴマークなど必要最小限としてください。



かわいらしいロゴが、デザイン性の高い建物と調和して設置されています



白い壁面に同色の表示でもメガネ店だとわかります



シンプルかつ適度な大きさが建物と調和しています

- 広告板を設置する場合の地色は、彩度10以上の高彩度色の使用を避け、建物の色と同系色にするなど、建物と調和させてください。



地色が緑色の看板が、茶系色の建物や街路樹と調和しています



ワンランクアップテクニック

- 立体的な文字(切り文字や箱文字)による表示は、上質なイメージになります。



派手な色彩を使用していませんが、存在感があります

(3) 突出広告物

- 道路上空への突出は原則禁止されていますので、適切な出幅で設計してください。
- テナントビルなど複数の突出広告物を掲出する場合は、集約化を図り、設置位置・大きさ・形状を揃えてください。事務所用ビルでは、板面の地色を無彩色や建物と調和した低彩度色に統一してください。



いずれも板面の大きさと色彩を統一しています



ワンランクアップテクニック

- 業種や商品をイメージさせるデザイン性の高いものは、小さくても目を引き、まちなみの演出効果にもなります。個性的な専門店は、積極的に活用しましょう。



演出性のある凝ったデザインは、店作りや商品、メニューへのこだわりを感じさせます

(4) 地上広告物

- 道路沿いや交差点周辺では、見通しや通行を妨げない位置に設置してください。
- 地色は、無彩色や彩度4以下の低彩度色としてください。
- ポール・枠の色は、無彩色系や茶系など周囲の環境やまちなみに調和させてください。



いずれも必要最小限の高さで、地色やポール・枠には背景に調和した色彩が使用されています

(5) 広告幕

- 店舗等の演出に利用するものは、シンプルで色数の少ないデザインとしてください。
- 壁面に設置する場合は、広告幕掲出用のスペース(枠)を設けるとともに、色あせや劣化のないよう適切な時期に交換してください。



店名や商品名などのシンプルな表示が印象に残ります



枠を設けることですっきりと見えます

(6) 広告旗・立看板

- 道路には、絶対にはみ出さないよう、敷地内にスペースを設けて設置してください。
- 機能を満たした必要最小限の大きさ・数としてください。
- 色数の少ないデザイン性の高いものにしてください。
- 営業時間外は屋内で保管するなど、設置は必要な時間のみとしてください。



色数の少ないシンプルさが好印象



大きすぎないほうが、さりげないおもてなしを感じます



(7) 貼り紙・貼り札

- 同じものを複数枚、連続して貼り付けないようにしてください。
- 継続的に表示する場合は、建物壁面等に直接貼り付けず、専用の掲示板やフレームに入れてください。
- 表示は必要な期間や時間のみとしてください。



専用の掲示板やフレームに入れることで、きれいな状態を保つことができます

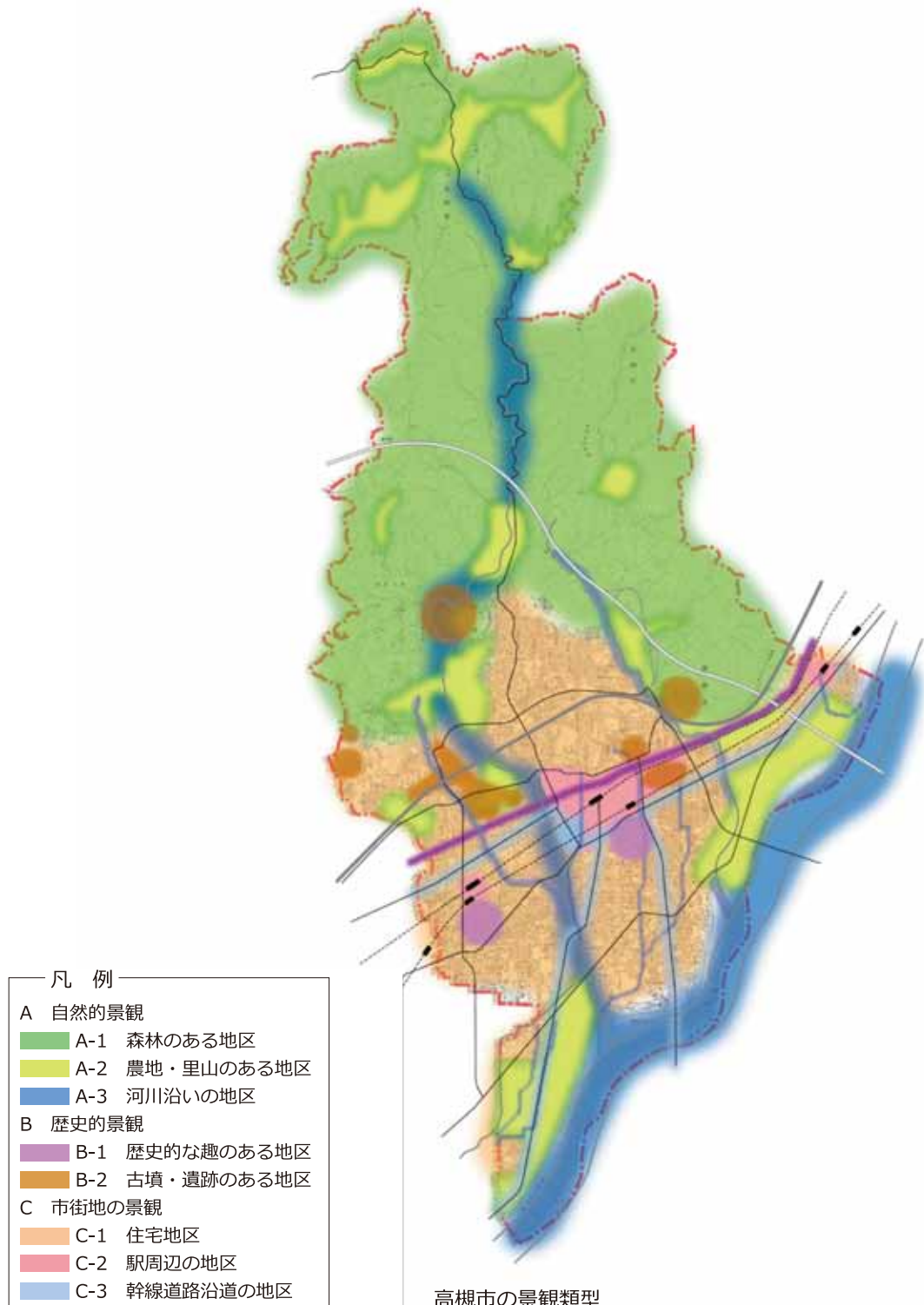
5 地区別ガイドライン

(1) 景観類型と景観重点地区

高槻市景観基本計画では、地形的特徴や歴史的経緯等から「自然的景観」、「歴史的景観」、「市街地の景観」の3つを軸とした8地区の景観類型に分類しています。

また、地域の特性を活かした景観の形成を重点的に図る必要がある地区として、JR高槻駅北東地区を景観重点地区に指定しています。

このため、これらの地区特性を踏まえた屋外広告物の計画・設計を行ってください。



(2) A 自然的景観

A-1 森林のある地区

該当する場所	北摂山系
屋外広告物の方針	丘陵部や斜面地形との調和を図ることで、山並みの景観を保全します。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ●山並みの景観保全の観点から、できる限り屋外広告物を設置しないでください。 ●やむを得ず設置する場合は、視点場からの山並みの稜線を遮らない位置・大きさ・高さ、山並みの景観に配慮した形状・素材とし、色彩は低彩度色をベースに3色以内の配色としてください。 ●山並み景観が背景となる現況写真に、デザインした屋外広告物の設置をシミュレーションしたもので、景観への配慮を確認してください。

A-2 農地・里山のある地区

該当する場所	丘陵部に点在する盆地(原、成合、服部等)、山間部の盆地(樫田等) 淀川低地の農地(三箇牧、三島江、上牧等)
屋外広告物の方針	農地・里山と調和を図ることで、落ち着いたある田園風景を保全します。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ●田園風景保全の観点から、できる限り屋外広告物を設置しないでください。 ●やむを得ず設置する場合は、視点場からの田園風景の広がりを遮らない位置・大きさ・高さ、田園風景に配慮した形状・素材とし、色彩は低彩度色をベースに3色以内の配色としてください。 ●田園風景が背景となる現況写真に、デザインした屋外広告物の設置をシミュレーションしたもので、景観への配慮を確認してください。

A-3 河川沿いの地区

該当する場所	淀川、芥川、桧尾川、女瀬川、その他主要水路
屋外広告物の方針	開放感のある河川空間に配慮することで、広がりのある眺望を有する河川景観を保全します。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ●河川景観保全の観点から、できる限り屋外広告物を設置しないでください。 ●やむを得ず設置する場合は、視点場からの河川空間の広がりを遮らない位置・大きさ・高さ、河川景観に配慮した形状・素材とし、色彩は低彩度色をベースに3色以内の配色としてください。 ●河川景観が背景となる現況写真に、デザインした屋外広告物の設置をシミュレーションしたもので、景観への配慮を確認してください。



いずれも背景の自然的景観を妨げない大きさと設置されており、自然素材の木を使用しています

(3) B 歴史的景観

B-1 歴史的な趣のある地区

該当する場所	西国街道沿いの地域、富田地域、高槻城跡周辺等
屋外広告物の方針	歴史的建物との統一感を図ることで、地域の個性を活かしたまちなみを形成します。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な建物に屋外広告物を設置する場合は、建築デザインと統一感を図った、落ち着いた趣のあるデザインとし、色彩は木、漆喰、瓦などの素材と調和するよう、無彩色や低彩度色を使用してください。 ●新たな建物に設置する場合についても、歴史的な建物に設置する場合と同様、地域の個性を活かしたデザイン等を工夫してください。



必要最小限の数で低彩度色を使用し、建物との統一感が図られています



歴史的なまちなみにあわせてデザインされた新たな建物にも調和した広告物を設置しています

B-2 古墳・遺跡のある地区

該当する場所	今城塚古墳周辺、阿武山古墳周辺等
屋外広告物の方針	古墳や遺跡のもつ歴史的価値や緑空間を保全します。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ●古墳や遺跡のもつ歴史的価値や緑空間の景観に配慮した位置・高さ・大きさ・形状・素材とし、色彩は低彩度色をベースに3色以内の配色としてください。



シンプルな表示で建物とも調和しています

落ち着いた色彩を使用しています

(4) C 市街地の景観

C-1 住宅地区

該当する場所	市内の住宅地
屋外広告物の方針	それぞれの住宅地のまちなみに配慮したデザインにより、良好な住環境の形成を図ります。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅地としての落ち着いたまちなみに配慮し、屋上広告物の設置は行わないでください。 ●自家用広告物については、許可が不要となる総表示面積7㎡以内を目安とした必要最小限の大きさ・数で計画してください。 ●色彩は、無彩色系や周囲のまちなみとの調和を図った3色以内の配色としてください。 ●照明は、深夜は消灯するなど、周囲の住環境に配慮してください。 ●緑豊かな潤いのある住宅地の形成を図るため、屋外広告物の周辺や足元に植栽などの緑を組み合わせてください。



建物デザインと一体となった看板はまちなみに調和します



緑の配置が広告物を引き立てます



住宅地では比較的大型の店舗ですが、周囲のまちなみと調和を図ったデザインは落ち着きを感じます



C-2 駅周辺の地区

該当する場所	JR・阪急駅周辺
屋外広告物の方針	街の玄関口としての良好なイメージを形成するための質の向上に努め、快適性や賑わいを感じることができる歩行者空間を形成します。
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅前では、玄関口としての品格が感じられるシンプルで上質なデザインとしてください。 ● 商店街では、歩行者の快適性に配慮した位置・大きさ・形状とし、素材や緑を活用するなど、活気や賑わいを創出するデザイン性の高いものとしてください。 ● 表示内容について、性風俗などをイメージさせる表示は行わないでください。



デザインされた白色の壁面にシルバー色の切り文字が、上質さをイメージさせます



賑わいを創出するフランス風のレトロな雰囲気的设计が、赤色を派手に感じさせません



木板の壁面とステンレスの切り文字の組み合わせは、温かさと洗練さのバランスがとれています



緑の芝生調の壁面に金色の切り文字が、シンプルかつ大胆なデザインとなっています



外壁に調和し、シンプルで存在感があります



緑の活用が潤いを与えています

C-3 幹線道路沿道の地区

該当する場所	国道171号、国道170号、府道大阪高槻線等の幹線道路 新幹線、JR東海道本線、阪急京都線
屋外広告物の方針	主要幹線道路や鉄道からの見通しに配慮することで、山並みの眺望空間を確保するとともに、市外からの来訪者等にとって好ましい車窓景観とします。
ガイドライン	<p>(幹線道路・鉄道共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 背景の山並みの眺望を確保する位置・規模・形状としてください。 ● 視認効果を十分に考慮したものとし、必要最小限の数としてください。 <p>(幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 沿道景観に調和しない奇抜なデザインや高彩度色の組み合わせは避けてください。 ● 道路の見通しを確保し、交通視認の妨げにならないデザインとしてください。特に交差点付近では信号機に配慮し、高彩度の赤系色、黄系色の使用は避けてください。 <p>(鉄道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車窓からの田園景観やまちなみ景観に調和しない位置・規模・奇抜なデザイン・高彩度色の組み合わせは避けてください。



ロゴマークのみをシンプルに表示しています(幹線道路沿道)



ロゴマークのみをシンプルに表示しています(鉄道沿線)



高さ大きさを必要最小限としています



地上広告物と壁面広告物に統一感をもたせています

(5) 景観重点地区

JR高槻駅北東地区

該当する場所	JR高槻駅北東地区の区域
屋外広告物の方針	高槻市の玄関口にふさわしい、風格と賑わいのある良好な景観形成に資する、建築物やまちなみと調和のとれたデザインとします。
ガイドライン	<p>高槻市景観計画の「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に掲げる次の配慮事項を踏まえて計画してください。</p> <p>(全エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物は集約させ、まちなみに調和した位置・規模・素材・形状・色彩とし、質の高い景観形成に資するものとする。 ●本地区に掲出する屋外広告物は、地区内施設の自家用広告のみとする。 ●自ら発光する屋外広告物は、質の高い夜間景観形成に資するものとする。 <p>(Bエリア、Cエリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●窓面などの開口部には掲出しないものとする。 ●屋上へ掲出するもの以外の屋外広告物は、地上から20m以下の位置への掲出とする。 ●居住の用に供する建築物には掲出しないものとする。(商業・店舗部分を除く。)



位置図



低彩度の地色が落ち着きを感じさせます



建物デザインとの一体感があります

掲載写真一覧

項目	ページ	施設名称	施設形態・業種等	所在地	
3 全市共通のガイドライン					
(2) 視認性と景観の双方に配慮する	5	西武高槻店	百貨店	白梅町4-1	
	5	あぶやまスクウェア	複合施設	奈佐原二丁目11-21	
	5	宗鍼灸整骨院	鍼灸整骨院	野見町2-21	
	5	Relax Dining たご作 阪急高槻店	創作居酒屋	城北町一丁目3-37	
(3) 建物デザインとの一体感に配慮する	6	さくら歯科クリニック	歯科	北園町13-28 SAKURA.BLD	
	6	牛長本店	精肉店	高槻町17-15	
	6	にく家 牛地蔵	焼肉店	南平台三丁目27-15	
	6	CAFE PIGRICH	カフェ	富田町一丁目17-6	
(4) 色彩計画に基づきデザインする	6	鉄板cuisine Feu	鉄板創作料理	城北町二丁目13-23	
	8	エディオン高槻宮田店	家電量販店	宮田町一丁目2-1	
	9	Café Bon Appetit	カフェ	高槻町6-13	
	9	STEAK-KAPPO TSUKI	洋食・ステーキ	大手町3-3	
	9	ROUTE271	ベーカリー	氷室町二丁目47-15	
	9	パティシエ コウタロウ土室店	洋菓子店	土室町9-5	
(5) 良好な夜間景観の演出にふさわしい照明を計画する	10	アル・プラザ高槻	ショッピングセンター	芥川町一丁目2-C	
	10	京都信用金庫 高槻支店	信用金庫	南芥川町7-14	
4 種類別ガイドライン					
(1) 屋上広告物	11	関西大学 高槻ミュージックキャンパス	大学	白梅町7-1	
	11	ロイヤルホスト高槻店	レストラン	川西町一丁目22-6	
	11	愛仁会 高槻病院	病院	古曽部町一丁目3-13	
	11	SMBC日興証券 高槻支店	証券	芥川町一丁目7-26	
(2) 壁面広告物	11	白ばら幼稚園子育て支援センター	文化教室	城内町2-50	
	12	Aigan高槻緑が丘店	メガネ店	緑が丘三丁目18-1	
	12	JAたかつき本店ビル	農業協同組合	城北町一丁目15-8	
	12	酒蔵 雪江堂大阪	酒販売店	上土室四丁目1-2	
	12	今城塚古代歴史館	文化施設	郡家新町48-8	
	12	フローリスト佐竹	花屋	富田町一丁目6-8	
(3) 突出広告物	12	MORITAYA南平台店	食品スーパー	南平台三丁目27-10	
	13	片岡ビル	テナントビル	紺屋町6-19	
	13	エムビル	テナントビル	桃園町1-1	
	13	LA GAMINERIE	ベーカリー	高槻町15-2	
(4) 地上広告物	13	pizzeria VIVO	イタリアン	高槻町12-2	
	13	Hanshin BMW 高槻支店	自動車販売店	川西町一丁目20-10	
	13	サンマルク高槻店	ベーカリーレストラン	奈佐原二丁目11-23	
(5) 広告幕	13	井づつ 芝谷店	和菓子店	芝谷町35-23	
	14	水車	うどん・そば店	郡家新町43-7	
	14	お米の笹井	米販売店	富田町六丁目12-39	
(6) 広告旗・立看板	14	今城塚古代歴史館	文化施設	郡家新町48-8	
	14	高槻市役所	公共施設	桃園町2-1	
	14	ROUTE271	ベーカリー	氷室町二丁目47-15	
(7) 貼り紙・貼り札	14	リザルブ珈琲店	喫茶店	芥川町三丁目19-3	
	14	今城塚古代歴史館	文化施設	郡家新町48-8	
	14	轟真屋 高槻店	居酒屋	高槻町10-12	
5 地区別ガイドライン					
(2) A 自然的景観	A-1 森林のある地区	16	摂津峡大通り	道路	塚脇四丁目
	A-2 農地・里山のある地区	16	芥川清水緑道	緑道	南平台五丁目
	A-3 河川沿いの地区	17	季節風	カフェ	富田町四丁目4-24
(3) B 歴史的景観	B-1 歴史的な趣のある地区	17	hair ES	ヘアサロン	富田町五丁目19-23
		17	リザルブ珈琲店	喫茶店	芥川町三丁目19-3
		17	MORITAYA富田店	食品スーパー	富田町一丁目6-17
	B-2 古墳・遺跡のある地区	17	ケアハウス ぐんげ今城の丘	福祉施設	郡家本町13-18
		17	いましろ大王の杜	文化施設・古墳公園	郡家新町48
(4) C 市街地の景観	C-1 住宅地区	18	フロリスト花正 聖が丘店	花屋	芝谷町35-26
		18	井づつ 芝谷店	和菓子店	芝谷町35-23
		18	サンマルク高槻店	ベーカリーレストラン	奈佐原二丁目11-23
	C-2 駅周辺の地区	18	MORITAYA南平台店	食品スーパー	南平台三丁目27-10
		19	炭火焼肉 一寸法師	焼肉店	北園町14-7
		19	LA GAMINERIE	ベーカリー	高槻町15-2
		19	pizzeria VIVO	イタリアン	高槻町12-2
	C-3 幹線道路沿道の地区	19	Boutique BRIO	ブティック	高槻町13-2
		19	ドエル富田北店	洋菓子店	富田町一丁目8-24
		19	ワークホテルアネックス 天神の湯	ホテル・日帰り温泉	高槻町16-5
20		株式会社明治 大阪工場	菓子製造工場	朝日町1-10	
20		コニカミノルタ高槻サイト	製造業	桜町1-2	
20		サンスター高槻工場	歯磨き・洗口液製造工場	朝日町3-1	
20		第一三共プロファーマ株式会社 高槻工場	医薬品製造工場	明田町4-38	
(5) 景観重点地区	20	博多 一風堂 高槻店	ラーメン店	井尻二丁目2-1	
	21	CAFÉ de CRIÉ JR高槻駅前店	カフェ	白梅町4-13 ミュースコート3F	
	21	愛仁会リハビリテーション病院	病院	白梅町5-7	



高槻市 都市創造部 都市づくり推進課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
TEL : 072-674-7552 FAX : 072-661-7008
E-mail : toshiduk-82@city.takatsuki.osaka.jp

高槻市 屋外広告物

[検索](#)

発行 : 平成27年3月

再生紙を使用しています